

令和3年 第2回浅口市農業委員会議事録

令和3年2月15日浅口市消防機庫2階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員 11名			農地利用最適化推進委員 13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	問田 一男	出	金光1	原田 恒明	出
2	欠員	—	金光2	鍋谷 恒久	出
3	友田 陽勝	出	金光2	安田 文彦	出
5	古川 秀昭	出	金光3	友田 一美	出
6	佐藤 和博	出	金光3	菰口 清司	出
7	西本 健次	出	鴨方1	吉川 孝之	出
8	虫明 祝典	出	鴨方1	杉本 正彦	出
9	虫明 伸吾	出	鴨方2	横山 栄治	出
10	山下 康朗	出	鴨方2	西山 富雄	出
11	渡邊 豊	出	鴨方3	高井 基次	出
12	梶原 めぐみ	欠	鴨方3	山下 眞治	出
13	岡田 直樹	出	寄島1	高淵 末孝	出
			寄島2	大島 明敏	出

事務局

局長 畝山 善生 書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第6号 農用地利用集積計画について

日程第4 報告事項

報告第3号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

報告第4号 農地法施行規則該当転用届について

報告第5号 形状変更届について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和3年3月15日（月））

開会（午後1時30分）

議長 それでは、ただいまより農業委員会を開催させていただきます。
 ただいまの出席委員は10名です。定足数に達しておりますので、これより令和3
 年第2回浅口市農業委員会を開催いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
 本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第12条第2項の規定によ
 り、議長において7番西本委員、8番虫明委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。
 会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日1日とします。

日程第3、議事に移ります。

議案第4号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。
 647番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案書は2ページになります。2ページです。
 議案第4号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和3年
 2月15日提出。
 番号647-1、土地の所在地、鴨方町小坂西。登記地目、田。現況地目、畑。面積
 265平方メートル。
 647-2、土地の所在地、鴨方町小坂西。登記地目、田。現況地目、畑。面積2
 8平方メートル。
 647-3、土地の所在地、鴨方町小坂西。登記地目、田。現況地目、畑。面積1
 30平方メートル。
 647-4、土地の所在地、鴨方町小坂西。登記地目、田。現況地目、畑。面積3
 95平方メートル。
 647-5、土地の所在地、鴨方町小坂西。登記地目、田。現況地目、畑。面積4
 32平方メートル。
 譲受人は、倉敷市倉敷、63歳、会社員兼農業。譲渡し人は、埼玉県所沢市、39
 歳、行政書士。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。
 譲受人は、今回の申請により下限面積を超える農地を所有することとなります。農
 機具の整備予定、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得
 後、全ての農地を利用すると認められます。
 以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、9番虫明委員、補足説明をお願いします。

委員 9番虫明です。
 まず、この場所なんですけど、里庄の扶桑薬品の前の農免道を300メートルほど
 行ったら、右側に惣良田池というのがありまして、その1番北の端ぐらいになるでし
 ょうか、そして上に高速道路が高架で通ってまして、そのちょっと陰になるようなと

ころです。ここの田んぼは5筆ありまして、何も問題はなかったようです。よろしくご審議のほどお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、647番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、652番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号652、土地の所在地、鴨方町鴨方。地目、畑。面積726平方メートル。

譲受人は、鴨方町鴨方、79歳、農業。譲渡し人は、鴨方町鴨方、59歳、自営業。譲受け理由は増反、譲渡し理由は労力不足です。

譲受人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委 員 6番佐藤です。

地図は3ページにあります。

場所は、鴨方中学校から北側へ向いて350メートルぐらいでしょうか、小迫池の約150メートルぐらい北に位置するところです。これは、譲渡し人、譲受人双方の知り合いといいますか、そういうところからの紹介で話がまとまったようです。何ら問題はないかと思えます。ご審議よろしくお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、652番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、659番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号659、土地の所在地、寄島町。地目、畑。面積171平方メートル。

譲受人は、大阪府枚方市、64歳、会社員。譲渡し人は、広島県呉市、成年後見人66歳、会社員。譲受けの理由は中古住宅に付随する農地の取得、譲渡しの理由は労力不足です。

譲受人は、現在大阪府に在住ですが、土地取得後3か月以内に寄島町へ転居予定と聞いております。取得に必要な下限面積を超えており、農機具の整備予定、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後、農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 次に、高淵委員、補足説明をお願いします。

委 員 高淵です。

この場所は、寄島の統合漁港の西の端から山手へ上がったところ、400メートルぐらい上がったところに位置します。ちょっと現地を見に行かせてもらったんですけど、管理されとる土地でございます。それと、この譲受人と譲渡し人、譲渡し人の後見人とその譲受人が義理の兄弟だと思しますので、なに分よろしくご審議のほうよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、659番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、661番の件について、事務局の説明を求めます。

番号661、土地の所在地、金光町八重。地目、田。面積786平方メートル。

譲受人は、高梁市玉川町、61歳、会社員兼農業。譲渡し人は、倉敷市水島、83歳、無職。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。

譲受人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用されると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 次に、1番問田委員、補足説明をお願いします。

委 員 1番問田です。

このところは、八重の小山いう近くなんですが、へえで贈与という格好で、●●ですかね、この人がもう年がいったということで、●●さんという人を、娘になっておりますんで、娘のほうへ贈与という形でさせてもらいます、よろしく申し上げますということですから、十分問題ないと思しますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、661番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第5号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

657番と658番は関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局

議案書は、3ページになります。

議案第5号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和3年2月15日提出。

番号657、土地の所在地、鴨方町鴨方。地目、田。面積1,662平方メートル。

譲渡し人は、広島県広島市、60歳、会社員。

番号658、土地の所在地、鴨方町鴨方。地目、田。面積774平方メートル。

譲渡し人は、鴨方町鴨方、92歳、農業。

譲受人は、いずれも金光町占見新田、不動産業者。転用目的は、建て売り住宅10区画。全体面積は2,436平方メートルで、建て売り住宅10棟555.19平方メートル、木造2階建て瓦ぶき、建蔽率は22.94%から34.39%で、道路用地465.83平方メートルです。農地区分は3種です。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準上も問題ありません。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は宅地です。

議長
委員

次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

6番佐藤です。

657の場所ですが、これは鴨方のスーパードラッグひまわり鴨方店、ここのすぐ西の道路を隔てたところです。657の譲渡し人ですけれども、この方は広島におられて、もう身内がこちらにいないというふうなことから手放すということのようです。

それと、その次の658番、この土地は657のすぐ北側に位置する細長い土地なんですけど、ここも前に家を建てられたら日陰になってしまうんで、耕作しても米がなかなかいいのが取れんのかなんじゃないかというようなことから、もう手放すというようなことのようにです。問題ないかと思われま。ご審議よろしくをお願いします。

議長
委員
議長

ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

なし声

質疑なしと認めます。

委員
議長

それでは、657番と658番の件についてご異議ありませんか。

異議なし声

異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、660番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局

番号660、土地の所在地、鴨方町鴨方。地目、田。1,334平方メートル。

譲渡し人は、鴨方町鴨方、64歳、会社員兼農業。譲受人は、里庄町大字新庄、不動産業者。転用目的は、建て売り住宅5区画。全体面積は1,655.69平方メートル、建て売り住宅5棟359平方メートル、木造2階建て合金メッキ鋼板葺き、建蔽率は28.89%から33.94%で、道路用地560.50平方メートル。農地区分は2種です。事業規模、資力、権利関係、被害防除計画、他法令による許可見込

みなど、一般基準上も問題ありません。また、申請農地は、農振除外の手続を経た案件でございます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は宅地です。

議 長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委 員 6番佐藤です。

この場所は、鴨方の浄化センター、し尿処理場の北側約150メートルぐらいに位置しますか。幹線道路の中のもう一個東側に細い道がありますが、それに面したほうの土地です。ずっと休耕田で、きてますけれども、何ら問題ないかと思われま。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、660番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第6号農用地利用集積計画についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は4ページになります。

議案第6号農用地利用集積計画について。令和3年2月15日提出。

説明をいたします。

今回の議案番号65番から72番の8件につきまして、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。

利用権設定を受ける者は7名、農地は9筆です。更新4筆、新規が5筆であり、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は、3年以上6年未満が6件、6年以上10年未満が1件、10年以上が1件です。

次の5ページ、1番、利用権設定について、(1)地目別設定面積は、田6,151平方メートル、畑2,199平方メートル、計8,350平方メートルです。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、承認することに決定いたします。

日程第4、報告事項に移ります。

事務局	<p>報告第3号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書は6ページになります。</p> <p>報告第3号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。令和3年2月15日提出。</p> <p>番号646、土地の所在地、鴨方町小坂西。地目、田。面積1,201平方メートル。</p> <p>借受人は、鴨方町小坂西、77歳、無職。貸出人は、鴨方町小坂西、57歳、公務員。合意年月日、引渡年月日は令和3年1月9日です。</p> <p>番号648-1、土地の所在、鴨方町小坂西。地目、田。面積984平方メートル。</p> <p>648-2、土地の所在地、鴨方町小坂西。地目、田。面積1,271平方メートル。</p> <p>借受人は、鴨方町みどりヶ丘、69歳、農業。貸出人は、鴨方町小坂西、81歳、農業。合意年月日、引渡年月日は令和3年1月13日です。</p> <p>番号656、土地の所在地、鴨方町鴨方。地目、田。面積1,662平方メートル。</p> <p>借受人は、鴨方町鴨方、71歳、農業。貸出人は、広島県広島市、60歳、会社員。合意年月日、引渡年月日は令和3年1月10日です。</p>
議長	ただいま説明がありました。質疑はありませんか。
委員	なし声
議長	質疑はないようですので、報告を受けたこととします。
事務局	<p>報告第4号農地法施行規則該当転用届についてを議題とします。</p> <p>649番の件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書は7ページになります。</p> <p>報告第4号農地法施行規則該当転用届について。令和3年2月15日提出。</p> <p>番号649、土地の所在、鴨方町地頭上。地目、田、面積146平方メートルのうち2.25平方メートル。</p> <p>申請人は、東京都世田谷区、携帯電話事業者。施設の概要は、携帯電話無線基地局1基2.25平方メートル。農地区分は2種です。</p>
議長	次に、7番西本委員、補足説明をお願いします。
委員	7番西本です。
議長	これは、場所はオペラハウスの入り口です。農地については、何も問題ありません。
議長	以上です。よろしくをお願いします。
委員	ただいま説明がありました。質疑はありませんか。
委員	なし声
議長	質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

事務局長 続きまして、650番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局長 番号650、土地の所在、鴨方町深田。登記地目、田。現況地目、畑。面積779平方メートルのうち2.25平方メートル。

事務局長 申請人は、東京都世田谷区、携帯電話事業者。施設の概要は、携帯電話無線基地局1基。農地区分は2種です。

議 長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委 員 6番佐藤です。

議 長 場所は、深田のみどりヶ丘の入り口の十字路を、大きい十字路がありますけど、その南東に向いた約100メートルぐらいのところでしょうか。その一角になります。何も問題ないかと思われま。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

事務局長 続きまして、651番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局長 651、土地の所在、寄島町。地目、畑。面積669平方メートルのうち2.25平方メートル。

事務局長 申請人は、東京都世田谷区、携帯電話事業者。施設の概要は、携帯電話無線基地局1基2.25平方メートル。農地区分は2種です。

議 長 次に、高淵委員、補足説明をお願いします。

委 員 位置は、安倉神社より南へ約200メートルほど下ったところでございます。畑の隅というんか、もうそういうところなので、別に支障を来さないと思いますので、皆様でご審議のほうよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

事務局長 続きまして、653番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局長 番号653、土地の所在地、金光町占見。登記地目、田。現況地目、畑。面積132平方メートルのうち1.27平方メートル。

事務局長 申請人は、金光町占見、73歳、農業。施設の概要は、農道設置1.27平方メートル。農地区分は2種です。

議 長 次に、鍋谷委員、補足説明をお願いします。

委 員 2番鍋谷です。

議 長 場所は、ゴルフの打ちっ放し柵池とありますが、そこから300メートル北でありまして、農道の角を拡幅するというので、何ら問題はないと思います。よろしくご審議ください。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

事務局長 続きまして、655番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局長 番号655、土地の所在地、金光町地頭下。登記地目、田。現況地目、畑。面積695平方メートルのうち100平方メートル。

事務局長 申請人は、金光町地頭下、61歳、会社員兼農業。施設の概要は、農業用倉庫1棟、木造平家建て亜鉛メッキ鋼板葺き64.80平方メートル。農地区分は2種です。

事務局長 以上です。

議長 次に、安田委員、補足説明をお願いします。

委員 金光2番安田です。

議長 ここは、地頭下地内に夫婦池という池があるんですが、その間を北のほうへ、集落のほうへ上がっていった、新池という池のすぐ北側になります。ここで以前お父さんが庭師をされていて木を置いとったんですが、そこをもう木を取られてしまって畑を作るということで、その次に同じような形状変更の部分が出てくるんですが、これと関連しておりまして、そこへ農機具等を置きたいということで作られます。何ら問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

事務局長 報告第5号形状変更届についてを議題とします。

事務局長 事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書は8ページになります。

事務局長 報告第5号形状変更届について、令和3年2月15日提出。

事務局長 番号654、土地の所在地、金光町地頭下。地目、田。面積695平方メートル。

事務局長 申請人は、金光町地頭下、61歳、会社員兼農業。変更内容は、田を畑とするため0.5メートルの盛土をするものでございます。

事務局長 以上です。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

事務局長 日程第5、その他に移ります。

事務局長 事務局から報告等がありましたらお願いをいたします。

事務局長 ①農業委員、推進委員の募集結果について

事務局長 ②農地利用意向調査について

事務局長 ③農業委員会活動記録セットについて

事務局長 ④次回の委員会について

議長 それでは、ほかにないようですので、本日の委員会は以上で閉会とします。ご苦労さまでした。

閉会（午後2時05分）

